

一般社団法人日本歯車工業会 会費規定及び入会金規定

昭和33年6月制定	平成19年9月改訂
昭和39年5月改定	平成20年1月改訂
昭和40年5月改定	平成20年4月改訂
昭和43年5月改定	平成28年9月改訂
昭和44年5月改定	平成29年9月改訂
昭和46年5月改定	
昭和52年5月改定	
昭和53年5月改定	
昭和56年5月改定	
昭和63年5月改定	

第1条 一般社団法人日本歯車工業会定款第7条の規定により本細則を定める。

第2条 正会員の会費は下記の基準により年間会費を決定する。

- ① 正会員に対する1社当たりの年間会費は下記の従業員数区分及び均等割りにより算出することを原則とする。

会 費 算 定 基 準

	従業員数割		均等割 (ロ) (月額 6,250 円)	1社当たり年間会費 計 = (イ) + (ロ)
	従業員数区分	年間会費 (イ)		
1	1人～10人	55,000 円	75,000 円	130,000 円
2	11人～20人	60,000 円	75,000 円	135,000 円
3	21人～30人	85,000 円	75,000 円	160,000 円
4	31人～40人	95,000 円	75,000 円	170,000 円
5	41人～50人	115,000 円	75,000 円	190,000 円
6	51人～100人	221,000 円	75,000 円	296,000 円
7	101人～150人	341,000 円	75,000 円	416,000 円
8	151人～200人	460,000 円	75,000 円	535,000 円
9	201人～250人	551,000 円	75,000 円	626,000 円
10	251人～300人	665,000 円	75,000 円	740,000 円
11	301人～400人	875,000 円	75,000 円	950,000 円
12	401人～500人	1,086,000 円	75,000 円	1,161,000 円
13	501人～600人	1,297,000 円	75,000 円	1,372,000 円
14	601人以上	1,502,000 円	75,000 円	1,577,000 円

- ②前号の算出額についてはその他地区会員の従業員数割は当分の間5割負担とする。
但し、規定会費の最低額を下回ってはならない。
- ③会費算定の基準となる従業員数は2年ごとに見直しするものとする。

第3条 正会員の会費は、これを毎4半期当初に、該当4半期分を徴収する。

第4条 前条の規定により徴収する会費はその金額または納入者の指定の如何にかかわらず徴収期の順を追ってこれを充当する。

第5条 正会員の入会金は10万円とする。

第6条 削除

第7条 賛助会員の会費及び特別の目的に使用するため、特定の事項につき特定の会員から徴収する会費は、理事会の決定するところによる。

第8条 年度途中で理事会にて入会承認された正会員は、翌月から年度末までの月数に月額を乗じた金額を入会年度会費とする。

第9条 会員は、年度途中で退会した場合であっても、当該年度の年会費全額の納入義務を負う。

付則1 賛助会員の年額会費は非上場企業190,000円、上場企業500,000円とし、入会金は非上場企業50,000円、上場企業100,000円、その他は正会員の規定に順ずる。